

社団法人 町田法人会報



表紙・エジンバラにて 三橋 国民 氏 画

平成4年. 11月.No. **41**

平成5年度 税制改正スローガン

恒例の税制改正要望全国大会が、去る9月16日、東京・青山の日本青年館ホールで開催された。北海道から沖縄まで全国122万社の会員を代表して当日は1,400名が参加。以下の大会スローガンが採択された。(要望事項の詳細は11ページに)

◎政治改革を断行し

行財政改革の徹底推進を図れ！

◎高齢化・国際化社会への対応には消費課税の充実が必要！

◎利子等の総合課税への移行は

経済への影響等を踏まえ慎重に！

◎法人の実効税率は40%台前半に

中小企業の税負担も軽減せよ！

◎法人特別税は延長せずその期限を厳守せよ！

◎税負担が重い中高所得者層の所得税を軽減せよ！

◎中小企業が存続できる相続税制の確立を！

◎固定資産税の評価見直しに伴い

課税方式を抜本的に改善せよ！



目次

会長あいさつ	3	税制改正要望全国大会・要望事項	11
会員増強運動決起大会報告	4	部会だより	14
合同役員夏季セミナー報告	6	委員会よりお知らせ	17
法人税問答シリーズ(番外編)	7	短歌・俳句欄	20

会員増強に格段のご支援を



社団法人町田法人会 会長 石井 儀一

会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の運営に当たり、役員を始め会員の皆様には格別のご支援、ご協力を賜わり心より厚くお礼を申し上げます。

本年は炎暑ことのほか厳しかった残暑も、いつの間にか秋冷の候と相成り過し易い日々が続いております。

一方市場経済の冷込みとでも申しましうか、一向に景気の立ち直る気配が見られないのは私共経営者にとり、大変頭痛の種でございます。

さて去る9月16日に税制改正要望全国大会が、東京日本青年館ホールに於て、1,400余名の全国関係者を以って盛大に開催されました。全国法人会総連合いわゆる全法連は傘下各地区法人会の会員企業の経営その他のお役に立つべく、税制改正と云う視点で専門的に検討され、全国120万社会員の総意として、政府並びに関係省庁に繰りかえし陳情を行い、大きな成果を収めて参りました。

本年も平成5年度の税制改正に当たり、大きな力となって提案が具体化されるであろうと確信致しております。

又、私共法人会は更に結束を固め、大きな組織として国に働きかける為には全国437法人会の夫々が、組織の強化並びに増大を図る必要がある事は申すに及ばないことかと存じます。

昨年町田法人会は18の地区役員さん方のご

努力により、一挙に4,000社の大台を越えた大きな会に成長する事が出来ました。これも会員の皆様のご理解と多くの役員さん方のご尽力はもとよりの事ではございますが、町田税務署幹部の適切なお指導と東京税理士会町田支部の諸先生方のお力添えの賜物と改めて厚くお礼を申し上げます。

本年も東京法人会連合会の傘下47法人会が10月、11月の2ヶ月間一斉に「良き仲間」を増やす会員増強月間が展開されました。会のあらゆる組織を動員して昨年に優る成果が上ります様心からお願い申し上げます。本年は昨年を上廻る460余の増強目標に向けて運動を展開して参る所存でございます。

先ずその為の出陣式とでも申しましうか去る10月1日には、18地区会役員凡そ150余名を以って会員増強決起大会を開催し、夫々が成功を誓い、努力を約束し、第一歩を力強くふみ出した次第でございます。

この稿がお手元に届く11月頃には運動のたけなわかと存じますが、会員の皆様にもご支援の程宜しくお願い申し上げます。

又、町田税務署松田署長様他幹部の方々を始め東京税理士会町田支部の諸先生方にも強力なお指導とご支援を賜ります様心からお願い申し上げます。

終りになりましたが会員企業の益々のご発展とご健勝を心に念じ乍ら、会員増強運動の展開にあたりお願いのご挨拶と致します。

会員増強運動決起大会報告

ホテル ザ・エルシィ町田において実施

[平成4年度 会員増強にあたって]

会員増強特別委員長 加藤 史朗

紅葉がひときわ鮮やかになって参りました。法人会の皆様におかれましては、益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

さて、我々法人会員の最大のテーマであります「会員増強特別月間」が例年のごとく10月11月と全国的な規模にて行われております。

我が町田法人会も御多分にもれず法人会一丸となって昨年以上の成績を上げるべく10月1日にはホテル ザ・エルシィ町田に於きまして「会員増強運動決起大会」を行った所、多数の役員・税務署の幹部の方々、又大同生命、A I Uの方々の出席を頂き盛大に挙げる事ができました。心より御礼申し上げます。

昨年は、皆様のおかげで4,000社と言う一つの大台を突破する事ができました。

本年度は、その上積としてプラス462社の増強を何とか達成し、5,000社への足掛かり

増強運動決起大



今年度の増強運動に対する意気込みを語る加藤増強委員長をつけたいと思っております。

会員の皆様には景気低迷の中、何かと大変お忙しいとは思いますが、我々の仲間を増やすべくお力を貸して頂きたいと心より念ずる次第でございます。

誠に厚かましいお願いではありますが「良き経営者たらんとする者の集まり」を大きく、そして強固な組織作りの基礎とさせて頂きたく皆様の増強運動を宜しくお願い致します。



平成4年度会員増強目標数

(4.10.1)

会員数	4,034社
加入率	65.2%
増強目標数	462社
[内 訳]	
地区会	208社
部会	34社
説明会等	220社



決起大会主要スナツプ。今大会では、事例発表を中町・旭町と青年部会の役員を兼任している牧野正氏がおこなった。



大会宣言を読み上げる矢沢本町田地区会長。

大会宣言

われわれ法人会は、納税道義の高揚に努めると共に、「よき経営者の団体」として、会員企業の発展と会の活性化のために、幅広い活動を展開し、ここに会員企業4千有余社を擁する団体となった。

この誇りと自覚に立って、今後われわれは、更なる研さんと努力により、会の一層の充実を図ることとした。

この秋に当り、会員増強特別運動を展開し、わが会のあらゆる組織を挙げて、強力にこの運動を推進して、本会の所期の目的を達成し、社会の附託に応える法人会として発展することを、本決起大会にあたり宣言する。

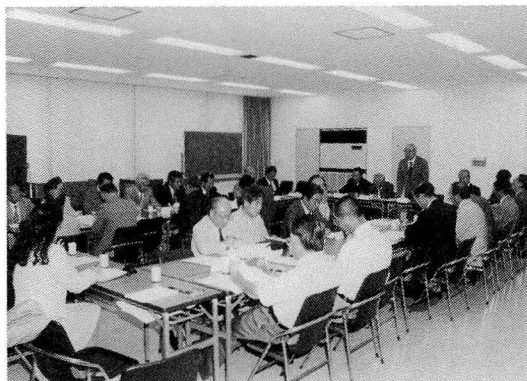
平成4年10月1日

社団法人 町田法人会
会員増強運動決起大会

毎月1回定例理事会が開催されています

町田法人会では毎月1回、運営の審議機関としての定例理事会を開催しています。構成は理事40名、監事3名、町田税務署より署長、副署長・法人第一統括、上席指導官が出席します。会場は税務署の会議室を借用することが多いのですが、右の写真（9月定例理事会）は八千代銀行の会議室で行なわれたもの。

部会、委員会の活動については、毎号会報でご紹介していますが、理事会風景は今回が初めて。専務理事の司会で、事業活動の審議、報告、月次収支報告等が約2時間から2時間半行なわれます。また理事会開催日には同時に、会員数調査特別委員会も開催され会員の加入状況のチェックを行っています。



合同役員夏季セミナー開催される

去る8月24日、25日、恒例の「合同役員夏季セミナー」が箱根・湯本ホテルで開催されました。当日は理事をはじめ、各地区の班長まで120名余が参加。町田税務署からは松田署長ほか幹部の方々のご参加をいただきました。

セミナーの内容は以下のとおりです。

講師として講談の宝井馬琴師匠を招き「逆境に強いリーダー、織田信長を大いに語る」の演題で、戦国武将の生き方と現代の経営の在り方について語っていただきました。師匠の信長分析は随所にユーモアをまじえながらのお話で会場を沸かせてくれました。



講演する宝井馬琴師匠。
織田信長から学ぶ企業経営の在り方は好評だった。



当日は、地区会の役員120余名が参加した。

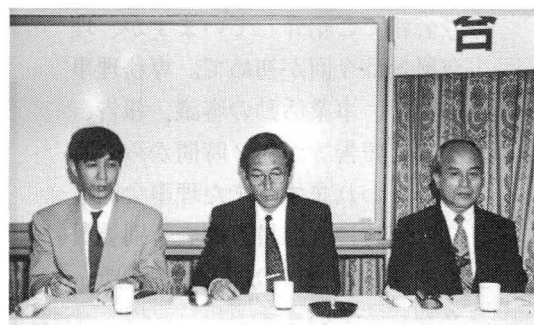


次いで、松田税務署長の講話「税務調査あれこれ」。馬琴師匠のあとでは話しにくいと、冒頭で会場を笑わせた署長のお話は、実話に則った大変参考になる内容でした。

署長講話のあとは、岩波専務理事より「地区懇談会に当って」の説明があり、各地区分科会形式で、それぞれの地区の運営について、組織の在り方、役員の構成等の話し合いが行なわれました。



恒例の署長講演。調査での「実録」に沿ったお話しは、法人会ならではの。



セミナーには、馴染のある署幹部の方が臨席された。

法人税問答シリーズ [番外編]

消費税『簡易課税選択事業者の事業区分』

A社長「部長、決算の進み具合はどうかね。」

経理部長「法人税は大体でき上がっておりまして、現在は消費税のほうに取りかかっているところですよ。」

A社長「消費税は昨年改正があったんだよね。今度の申告でうちは影響があるのかな。」

部長「大ありですよ…うちは簡易課税を選択していますから。」

A社長「そうか。具体的には今度の申告でどうなるんだね。」

部長「うちは紳士服の販売収入で売上全体の7割以上を占めていますけど、改正前は課税標準額に対する消費税額の80%を課税仕入れに係る消費税とみなして控除すればよかったのですが、今回は一律に80%の控除ができなくなったんですよ。」

A社長「なぜだね。」

部長「社長、少しは勉強してくださいよ。今度の改正の大きなポイントは、みなし仕入率を事業の種類によって4段階に区分するということなんですよ。うちの場合、①既製服の販売等 ②イーザーオーダー ③ズボンの裾上げ等の修理とあって、それぞれの事業を区分しなければならないんです。」

A社長「面倒なんだね。もし、区分しなければ簡易課税の制度が受けられなくなるのかね。」

部長「それは大丈夫なんですけど、一番不利なみなし仕入率を適用することになるんです!」

◇◇ 事業区分とみなし仕入率 ◇◇

事業区分	みなし仕入率	該 当 す る 事 業
第一種事業	90%	卸売業 {他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者へ販売する事業(商品の購入は、事業者からの購入に限らない。)}
第二種事業	80%	小売業 {他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの(製造小売業を除く。)}
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給及び水道業 {第一種事業又は第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除く。又、第三種事業の判定はおおむね日本標準産業分類により判定する。}
第四種事業	60%	第一種から第三種事業以外の事業 {例えば、運輸・通信業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業等が該当することになる。}

A社長「なるほど。うちは、①既製服と ②イージーオーダーの洋服の小売りだから、第二種事業ということになるんだね。だけど、洋服の修理は、サービスの場合と料金をいただく場合があるが、これはどうなるんだい。」

部長「社長。イージーオーダーは、製造に当たるので第三種事業になるんです。又、洋服の販売にともない、別途受領する直し賃や修理だけの場合は第四種事業に該当することになります。サービスの場合は、無料ですから課税の対象にはなりません。」

A社長「複雑だね。」

部長「ええ。ですけど原則課税と比べるとまだまだ簡素ですし、納税のうえでも有利であることに変わりはありません。」

◇◇ 事業区分のポイント ◇◇

◎ 2種類以上の事業を行っている事業者は、課税資産の譲渡や役務の提供（取引）ごとにいずれかの事業に区分する必要があります。

区分記帳の方法

②

- (1) 帳簿に事業の種類を記帳し、事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法
-
- (2) 取引の原始帳票である納品書、請求書、売上傳票又はレジペーパー等に事業の種類又は事業の種類が区分できる資産の譲渡等の内容を記載し、事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法
-
- (3) 事業場ごとに一種類の事業のみを行っている事業者にとっては、その事業場ごとに課税売上高を基礎として事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法

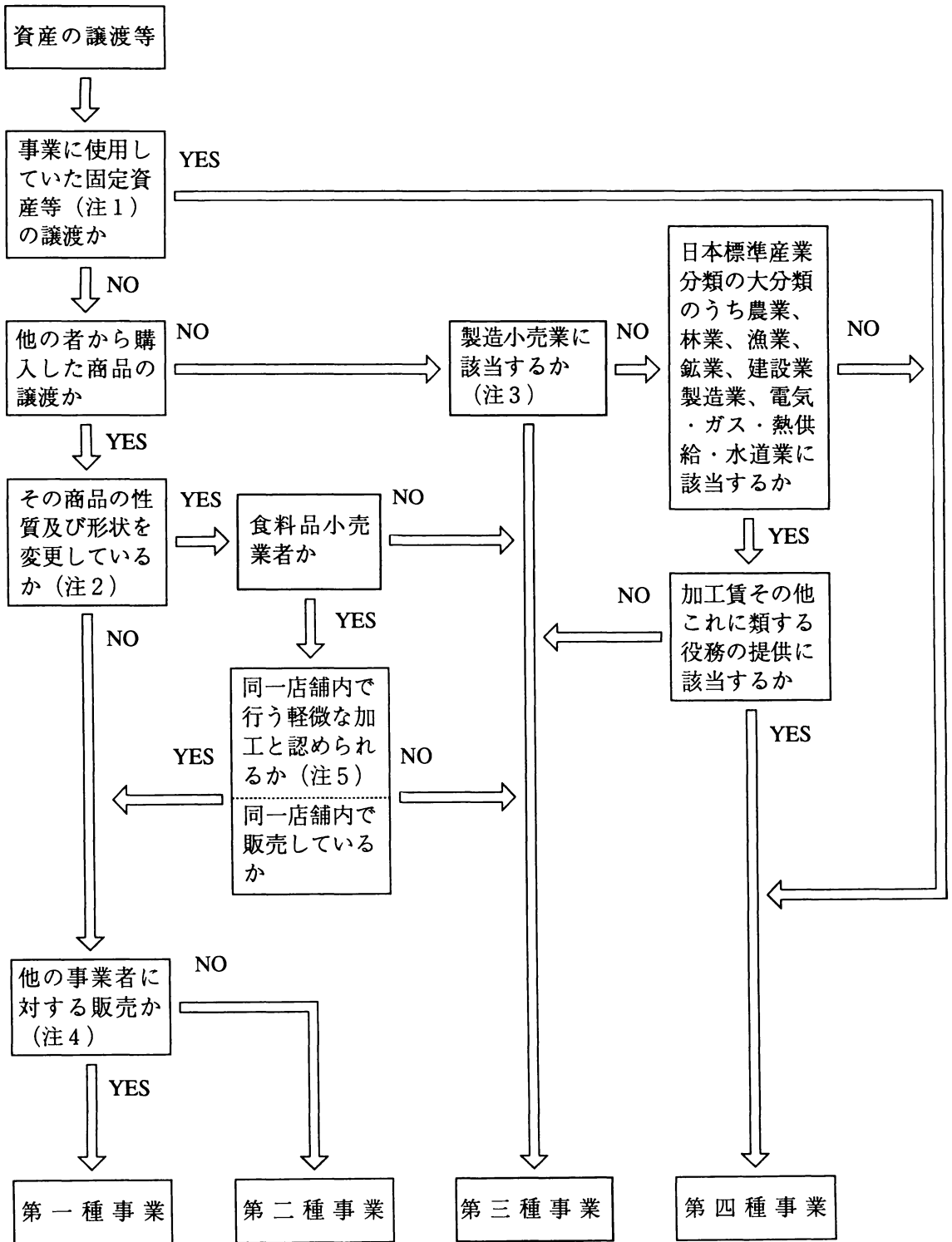
◎ 仕入控除税額の計算は、原則として次の算式により計算します。

$$\text{みなし仕入率} = \frac{\text{第一種事業の消費税額} \times 90\% + \text{第二種事業の消費税額} \times 80\% + \text{第三種事業の消費税額} \times 70\% + \text{第四種事業の消費税額} \times 60\%}{\text{第一種事業の消費税額} + \text{第二種事業の消費税額} + \text{第三種事業の消費税額} + \text{第四種事業の消費税額}}$$

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税標準に対する消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

◎ 2種類以上の事業を営む事業者で1種類又は特定の2種類の事業の売上が全体の75%以上を占める事業者については、みなし仕入率の適用に当たって特例計算によることも認められています。

◇◇ 事業区分の判定方法 ◇◇



(注1) 固定資産とは、建物、建物付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産のほかゴルフ場利用株式等をいいます。

(注2) 仕入れた商品に例えば、次のような行為を施して販売する場合は「その性質及び形状を変更」したことに当たらず、第一種事業又は第二種事業に該当することになります。

- ①商標、ネーム等を貼付又は表示する行為 ②複数の商品(単品でも販売しているもの)をセット商品として詰め合わせる行為 ③液状の商品を小売販売用の容器に詰め替える行為
④ガラスその他の商品を他に販売するために裁断する行為

(注3) 第三種事業に含まれる製造小売業には例えば、次のようなものがあります。

- ①洋服の仕立小売業 ②菓子の製造小売業 ③パンの製造小売業 ④家具製造小売業
⑤建具製造小売業 ⑥畳製造小売業があります。

(注4) 他の事業者へ販売したことが帳簿、書類等又は客観的な状況等で明らかなものに限られます。

(注5) 軽微な加工とは、具体的には仕入商品を切る、刻む、つぶす、挽く、たれに漬け込む、混ぜ合わせる、こねる、乾かす等の行為をいいます。

なお、焼く、煮る、ゆでる等、商品に熱を加える行為は軽微な加工に含まれません。

平成4年度 年末調整事務等説明会日程表

月日	曜日	時間	会場	対象地域
11.20	金	13:30~16:00	忠生市民センター	相原町・小山町・木曾町・山崎町・忠生・根岸町・図師町・上小山田町・下小山田町・矢部町・常盤町・小山田桜台
11.24	火	13:30~16:00	鶴川市民センター	金井町・野津田町・小野路町・大蔵町・鶴川・三輪町・三輪緑山・能ヶ谷町・真光寺町・薬師台・広袴町
11.25	水	13:30~16:00	健康福祉会館	森野・本町田・旭町・玉川学園・南大谷・東玉川学園・原町田・中町
11.26	木	13:30~16:00	南市民センター	金森・鶴間・小川・つくし野・南つくし野・南成瀬・高ヶ坂・成瀬・成瀬台・成瀬ヶ丘
11.30	月	13:30~16:00	健康福祉会館	官公庁・法人会源泉部会

— 平成5年度 税制改正要望全国大会開催される —

21世紀を展望し、中・長期の視野に立つ 財政・税制の整備、充実を目指せ！

税制委員長 野 川 清



9月に開催された
平成5年度税制改
正要望全国大会

本誌巻頭でご報告したとおり、9月16日、税制改正要望全国大会が開催された。町田法人会からは、石井会長、藤田税制委員、村松青年部副部長、堤事務局長等が参加。大会スローガン、税制改正に関する決議、並びに要望事項を採択した。決議事項については今後逐次、国税庁、自治省の各大臣、次官をはじめ、政府税調、自民党税調等へ陳情を行う。

税 制 改 正 要 望 事 項

今回の要望事項は第一部「21世紀に対応できる税制」で、高齢化と国際性への対応を謳い、第二部「当面の改正要望」で、法人税、所得税等個別の税制についての要望をまとめである。以下「当面の改正要望」についてご紹介する。

★ ★ ★

ここ数年にわたって行なわれた税制改革は、所得・消費両課税の手直しに続く地価税の創設、相続税の調整などで当面は一段落した。ただ、21世紀に対応できる税制の確立のためには、以下に要望する諸点について、さらに

改善の努力が望まれる。

第1 法人税制について

現代社会における法人企業の機能と役割を正しく評価し、国際化時代にふさわしい法人税制の確立に努めるべきである。

1 税率の引き下げ等

わが国の法人課税は国際的にみてまだ高過ぎる。国際的平均水準まで早急に引き下げよう努力すること。

(1) 法人特別税はやむを得ぬ事情もあったとはいえ、何かあるとすぐ法人に税負担を求めるといふ安易さをむき出し

にしている。筋の通らぬ税であり、2年の時限は厳に守ること。

- (2) 特別税を除いても、わが国法人の税負担はまだ高過ぎる。できるだけ早く法人基本税率の引き下げを中心に、実効税率で40%台前半に引き下げること。
- (3) 中小企業は大企業にくらべ競争上不利な立場に置かれることが多く、経営の基盤も不安定なものが多い。体質強化のため軽減税率適用の所得額を1,500万円に引き上げ、軽減税率も25%に引き下げること。
- (4) 企業の競争条件を公正にするため、普通の法人と同じような事業を行なう協同組合、宗教法人、学校法人などの事業収益への課税は、税率を民間企業並みにするなど課税のバランスを図ること。

2 減価償却制度の改善

- (1) 技術革新や国際化の急テンポな進展からみて、現行の耐用年数は実情に合わない点がある。国際的な耐用年数に合わせて短縮を図ること。また、分類も簡明にすること。
- (2) とくに建物の耐用年数は他の先進国にくらべ長過ぎる。平成2年度に一部に限って行なった短縮を他にも広げ、全面的な短縮を図ること。
- (3) 残存価格も現行の10%を5%に短縮すること。

3 交際費課税の改善

交際費について、損金性を原則として否定するような現在の取り扱いは誤っている。企業規模の大小に関わりなく、一定の損金算入を認めるようにすること。

第2 所得税制について

個人の所得課税については、さきの税制改革で累進構造の緩和など、ある程度の手

直しがなされたが、改善はまだ不十分である。消費課税や資産課税の適正化とからめて、一層の改善を図ることが必要である。

- 1 わが国の所得課税は、国際的にみて、所得の低い階層にはゆるやかな反面、中高所得階層にはきびしい累進構造になっている。中・長期的には最高税率を引き下げ、税率の刻み数を減らすなど、累進構造の緩和を目指すべきである。それに至る当面の措置として、税率適用の所得区分の拡大など、実質的な累進緩和を図ること。
- 2 負担の公平化は、所得税に限らず税制においてきわめて大切である。不公平とされるものについて徹底的な見直しなど、税制、執行の両面にわたって公平化をさらに推進する努力を続けること。また、税制の簡素化にも努力すること。

第3 相続税制について

平成4年度の改正で相続税制はわれわれのかねての要望に一步近づいた。ただ、普通の財産の相続でなく、事業を世代間で引き継ぐという面については、まだ配慮が不十分である。次の点について改善を図るべきである。

- 1 財産の評価にあたり、事業に使っている土地など事業用資産の評価については、一層の配慮をすること。原則として処分が自由な一般の資産と違い、事業の場合は従業員の雇用を続けなければならないなど、社会的責任もからんで処分も制約されることが多い。そうした特性を織り込んだ評価に改めること。
- 2 取引相場のない株式の評価については、換金の困難さを考慮し、調整率70%を50%に引き下げること。

第4 地方税制について

行財政の効率化をさらに進めることは、

地方自治体においても重大な責務である。地方税については、国税に劣らず改善を望む国民の声が強いことを銘記して、努力を重ねるべきである。

- 1 行財政の改革を進めるため、法人事業税や法人住民税など国税と課税対象を同じくするものについては、賦課、徴収の一元化を図ること。
- 2(1) 固定資産税については、土地の評価額を大幅に上げながら、税率はそのままというこれまでの課税方式はもはや限界にきている。土地、建物、償却資産について異なる税率にすることを含め、課税方式を抜本的に再検討すること。
- (2) 少なくとも土地については、平成6年度の評価替えに伴って税負担が急増することのないよう、負担の激変緩和措置だけでなく標準税率（1.4%）を引き下げること。
- (3) また、家屋についても再建築評価方式と独自の耐用年数方式をとるため、税額が相対的に割高になりがちである。家屋の評価方式を改めること。
- (4) 200平方メートル以内の小規模宅地にたいする軽減措置をさらに広げること。
- (5) 中小企業の一定規模以下の事業用地についても、軽減措置を新設すること。
- (6) 平成3年度の税制改正で法人の非住宅用地の負担調整率の上限を1.4としたことは過大な負担を企業にもたらす恐れがある。個人と同じ1.3にすること。
- (7) 平成3年については、評価替えに伴う固定資産税収の増加は個人住民税の減税に充てられた。固定資産税の増収分はこんごとも所得課税の軽減に充てるべきであるが、その場合、個人住民

税に限らず、法人住民税や事業税もその対象にすること。

- 3 都市計画税については、抜本の見直しが必要である。当面は、固定資産税で実施している小規模宅地の特例をこの税にも採用するなど税負担の抑制を図ること。
- 4 法人事業税について、税率の引き下げ、税率適用区分の拡大のほか、非課税規定を見直すこと。
- 5 同じ所得課税でも国税にくらべ地方の所得課税は相対的に割高感が強い。住民税について税率の引き下げ、適用所得区分を改定すること。
- 6 とくに法人住民税については、法人税割の軽減を図るとともに、均等割の区分を見直し、資本金等が1億円以下の企業分については現行より細かく分け、わずかな資本増加で負担がはね上がる現状を改めること。
- 7 事業所税は固定資産税との二重課税の疑いが濃い税であるから廃止すること。廃止に至るまでの間、現行の免税点方式を基礎控除方式に改めること。
- 8 地方税の超過課税は多年にわたる解消要望にもかかわらず一向になくならない。超過課税を行なっている自治体は早急に解消すること。直ちに脱却できない自治体も何年後には超過課税をやめると、脱却の意思とメドを明示し、それを遵守すること。

第5 その他

別に述べた個別要望事項についても、その実現に極力努力されたい。

パートタイマーの税金について研修会を開催

源泉部会幹事 津 田 邦 佳

平成4年9月8日、八千代銀行町田支店において本年度第1回目の税務研修会を開催いたしました。当日は町田署の組織変更により源泉部門が単独部門として独立した最初の研修会になりました。まず、藤田第2部門統括官よりごあいさつをいただき、早速研修会に入りました。テーマは1.パートタイマーの税金 2.消費税と源泉徴収を選びました。

研修は藤田統括官、大鐘上席調査官、野村上席指導官、平野調査官が、当日参加した43

名を7つのグループに分け、まず平野調査官が6つの事例について内容説明を行い事例別にグループ討議して頂き、そこから出てきた意見・質問等に町田署の方々が応答する形で各事例の解説をいただきました。最後に野村上席指導官より総合的な解説・指導をいただき、盛況のうちに研修会を終了いたしました。

当日は、現在大きな戦力となっているパートタイマーの税金がテーマだけに関心が高く43名という多くの参加をいただけました。

次回は12月上旬の開催予定です。より多くの方々の参加をお願いいたします。

当日の研修項目は次のとおりです。

- I パートタイマーの通勤費
- II パートタイマーに対する税額表の適用区分
- III パートタイマーの中途退職の年末調整
- IV パートタイマーの退職金
- V 現物給与と消費税
- VI 原稿料等に係る消費税の仕入税額控除



源泉部会の研修会風景。研修の間にも部会員相互の交流も楽しめる。

都庁見学と田崎真珠ギャラリーの研修会

婦人部会会計監査 松 山 節 子

去る7月21日(火)、晴天のなか部会員48名、署から上野統括官、野村上席指導官の御参加

をいただき見学研修会を開催致しました。車内ではクイズ形式の勉強会をもちました。

田崎真珠での勉強会では、真珠の取り扱い方、装い方を指導していただきました。

真珠は弱いものなので大切にし、特に汗には弱いのでしまう前に柔らかい布でそっと拭くこと、2年に1度くらいは糸を取りかえた方がよいことなどを勉強しました。

赤坂「ざくろ」にて昼食後、新都庁の見学に行きました。新宿の名所にも上げられている様に新宿の空に聳えていました。

会議室では、渋谷都議より都庁の概略と町田市への構想を伺いました。ついで議会棟の見学に行き、都議会場、小委員会室を回りま



婦人部会の見学研修会には、部会員の約半数が参加した。

した。これらの施設へは、団体でなければ見学できないとのことでした。

最後に展望室までエレベーターでゆき、地上45階からの景色を眺めました。日本人の技術の素晴らしさに改めて感激しての帰途でした。

改正相続税と社内規則を勉強

婦人部 畔 柳 富美子

ひと頃の猛暑から開放され、窓際に、こちよい秋風が通り過ぎていきます。

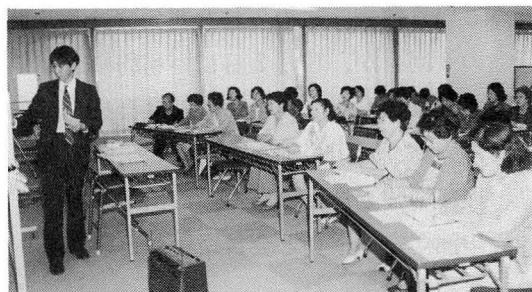
9月17日、安田信託銀行に於て、税務研修が行なわれました。上野統括官の御挨拶に続いて、野村上席指導官による「相続税の改正」については、ビデオテレビとスクリーンによりドラマ仕立ての映像で、相続する者が、いかにトラブルを起さない様に事を運ぶべきかを観せて頂き、ドラマ終了後、相続税評価の引上げ等について説明がありました。

現実を、まの当りにしてみないとなかなか理解しようとしにくい私でしたが、わかり易く勉強させて頂きました。

「社内規則パートⅡ」では、6月3日の研修に続いて、慶弔見舞金、保険、退職給与の事、

など税制上の有利性においても、社内規則を作っておくことなど、細部に至る研修でした。

41名の皆様方と共に、2時間を越え、熱心に勉強させて頂きました。婦人部会を通して、より親しくなってゆく方々とお会いしたく、次回の研修会も又、出席させて頂こうと思っています。



安田信託銀行の会場を借りての税務の勉強会。

多摩テックにて、ファミリー研修会を実施

青年部会 副部長 荒江 秀敏

日頃、役員会やその他の事業で、我々役員同士はお互い顔を合わせる機会が多々あるが、その家族となると何も知らないというケースが多いのではないだろうか。また仕事に、そして法人会活動に忙しい日々を過ごしている我々ではあるが、家族にどれほど理解されているのだろうか。

このような疑問が私達（役員）の間から出されたので、それでは家族ぐるみで参加出来る様な事業を企画しようということで、昨年始めて開催されたファミリー研修会も2回目を迎えることになりました。

残暑厳しい8月27日、多摩テックに参加者54名が集合し、楽しくそして有意義な1日がスタートしました。

まず10時から、税務研修会を野村上席指導官により実施しました。この研修会では子供たちを対象とした「簡単な税金クイズ」とビデオ「惑星アトン2」を上映しました。普段



青年部会のファミリー研修会も2回目。

とはひと味違った研修となりました。

11時からは、バーベキューを始めました。ジュース・ビールを片手に肉や野菜を炭火で焼いたり、カレーライスを食べました。カレーは、参加者全員で作られ、普段味わうことの出来ない格別な味を楽しむことが出来ました。その後スイカ割りやビンゴゲームなどで楽しいひと時を過ごすことが出来ました。

14時に部会長の挨拶で終了し、その後は各自自由行動で散会しました。

第3回 親会役員との懇談会

今まで以上に親会と青年部会との接点を持つという趣旨で始められた親会役員との懇談会の3回目が、10月2日に事務局においておこなわれました。親会から石井会長をはじめ岩波専務、野川税制委員長、金子厚生委員長、加藤増強委員長の方々にご出席を頂き、「青年部会定年延長と会員増強」というテーマで進められました。

青年部会としては定年延長を要望している

青年部会 幹事 野村 順一
わけではありませんが、東法連では40%程の青年部会が50才定年になっており、町田でも45才定年のままでは団塊の世代が抜けた後の人員構成が厳しくなっています。

親会としては、地区会にもっと参加してもらい、先々は地区会の役員に引き上げていきたいというご意見を頂きました。また、青年部会から正式に話しがあれば親会としても定年延長を真剣に検討したいとのことでした。

研修委員会よりお知らせ

平成4年度 初級実務簿記講習会実施報告

研修副委員長 伊田卓己

毎回大変な好評を頂いている実務簿記講習会は、初級編を去る6月4日に開講し、7月30日で終了しました。現在は、10月1日より毎週木曜日に中級実務簿記講習会を町田商工会議所の会議室をお借りして開催しています。

今回で11回を数える初級編では、当初50名以上の方々から申し込まれ、講習会場が一杯になってしまいました。

主催者側として会場の手狭さを痛感しました。

最終日の閉講式では、41名の方々全過程を修了され、受講者を代表して(学)玉川学園の経田明子さんが、石井会長から修了証書と記念品を贈呈されました。



第11回初級実務簿記では41名の方が修了された。

★ ★ ★

平成4年度 第11回初級実務簿記講習会で全過程を修了された41名の方々(敬称略)

事業所名	氏名
中島建設(株)	金子益子
田中千代学園短期大学	松本まゆみ
富士興産(株)	丸山艶子
(株)長州興業	金子晴子
(有)カルテック	大内章男
レントリー多摩健喜(株)	石居由香利
(有)アイティシステムズ	小倉勇
システムラボ(株)	大河原葉子
(有)イオット出版	田中松男
(有)サガミ巧芸社	濱千代美

(株)白石特殊工業所	白石京子
(有)ときわマネキン紹介所	小窪真実
(有)豊成電工	原田三重
(株)小杉技研	池田則子
(有)小山管理サービス	小山典子
(株)ふあっしょんじゅえりーみき	木目田佳代子
(有)栄文堂	鈴木妙子
(有)東邦商事	松永智章
(株)ディーイーエスコンセプト	森慎吾
(学)玉川学園	中村元
(学)玉川学園	岡田美智子
(学)玉川学園	中村順一
(学)玉川学園	経田明子
(学)玉川学園	石井和代
東京建材(株)	東由紀子
東京建材(株)	小嶋ゆかり
(株)吉川百貨店	井上智子
(株)吉川百貨店	鈴木義隆
(有)阿蘇企画	金森壬子
岩本商事(有)	三留リサ
(有)日栄土木	若林結花

(有) 西菱プラント 宍戸美智子 ベル・ファミリーユ(有) 山下洋子
(有) 栄光リビング 菊地勝美 ベル・ファミリーユ(有) 森下恵子
(有) オークラプリント 嶋田高枝 若葉重設(株) 山中悦子
(有) オークラプリント 桑畑季世子 (株) なかじま外商センター 中島雅美
(株) デンセイ 山口知美 ハイパーニクス(有) 則包具美

厚生委員会よりお知らせ

共済制度連絡協議会を実施

現状報告と今後の対応を検討する

厚生委員長 金子 仙太郎

「共済制度連絡協議会報告」

9月21日八千代銀行会議室において、平成4年度第2回共済制度連絡協議会が開催されました。本年は、全法連が提唱する「大型保障制度加入率20%達成キャンペーン」のこともあり、また「東法連特定退職金共済制度発足15周年キャンペーン」でもあると云うことで、協議委員30名による熱心な意見交換が行なわれました。

「新制度ライブのご案内」

従来の保険では、遺族の生活保障が主目的とされていましたが、法人会の「ライブ」は3大成人病にかかった本人が保険金を受取り、本人の回復のための資金等の経済的負担を軽減するための革新的保障です。

尚、ライブだけにご加入頂くことはできませんので、この機会に大型保障制度も合わせてご検討頂きますようお願い申し上げます。

【ご契約例】

男性、40歳契約、期間10年（更新可）

ライブ保険金額 500万円

月払掛金 4,185円

（団体割引制度の適用で掛金は一般にご契約されるよりも割安です。）

【保障内容】

1. がん・急性心筋梗塞・脳卒中（重大疾病）
にかかった場合に、保険金が生存中に支払われます。
2. 重大疾病以外の事故・病気で死亡・高度障害になられた場合でも、保険金が支払われます。

【死因別死亡率】

がん	27.0%	心疾患	20.4%
脳卒中	14.3%	事故	4.0%

この機会に是非ご検討下さい。

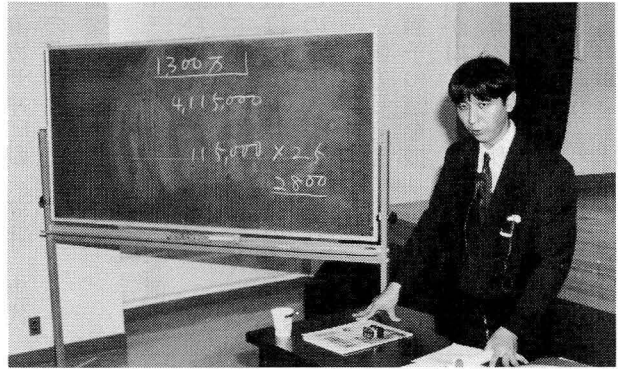
詳しくは法人会事務局までお問合せ下さい。

平成4年度改正税法説明会の報告

研修委員会副委員長 伊田卓己



上野統括官より各会場でご挨拶を頂いた。



講師を務める野村上席指導官。

新しく企画された改正税法説明会は、4地区にて行われました。説明会のテーマには

ビデオ上映「改正税法のあらまし」
税務上の土地評価の適正化。

相続、贈与税の改正。

法人税関係の改正。

消費税の改正。

その他の改正。 などです

講師には町田税務署、法人課税第一部門上野統括官、野村上席指導官が全地区を担当されました。

地区別説明会実施報告

実施日 9月4日

会場 忠生市民センター

参加者 10名

★ ★ ★

実施日 9月7日

会場 南市民センター

参加者 16名

★ ★ ★

実施日 9月10日

会場 鶴川市民センター

参加者 8名

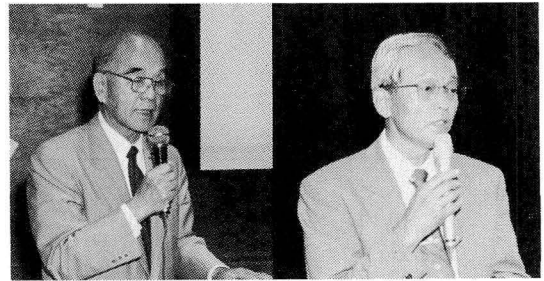
★ ★ ★

実施日 9月11日

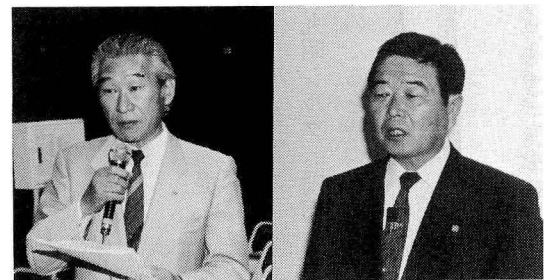
会場 町田市公民館

参加者 20名

当日参加者の内、法人会未加入者9名、尚当日会場にて法人会加入1名でした。



会場にて司会を務めた地区会長。
小川 原町田第2地区会長。(写真・左)
石川 鶴川第1地区会長(写真・右)



木口 中町・旭町地区会長(写真・左)
田中 相原地区会長(写真・右)
その他にも各地地区会長よりご協力を頂いた。

短歌 俳句欄

短歌

(株)久美堂 井之上 久子

濠の面に白水蓮の浮き出でて

多数咲きをり人目を引きぬ

“手毬”あり多彩な糸を綾なせる

模様の仕組の妙技に魅せらる

(松本民族館)

(有)カサキ印刷 笠井 康代

窓口の鷺草の花鉢眺めいて

待ち時間楽し午後の銀行

(株)ティエスグループ 鈴木 美南子

幼な日の思ひ出ただよう金魚草

より添うごとくうつむきて咲く

良く咲くねほめてやりたい道の辺の

なでしこの花咲きつぎてをり

(有)なるとや 友野 可保

かつかつと獅子の頭を振り立てて

少女の顔が口よりのぞく

わが心ゆすりてほろろ秋雨に

濡るる白菊しらはぎの花

(有)八木商店 八木 きよ子

声高く歌ひて孫の手振りよし

共に月見る十五夜の宵

初秋の雲動かずに夕暮れの

空の紅きを見つつ帰りぬ

(有)小池電気商会 小池 フミ

チヨコホイと遠く森より小綬鶏の

朝のひと声澄みてきこゆる

秋風にコスモスゆるる尾根の道

はるかに霞む高尾の山は

俳句欄

(株)宝永堂 三橋 国民

美術作品集、忘れじのニューギニア

短編文中の三句

戦友を葬る 獅子うつ風の中

遺瓜

そこはかとなき朝露に瓜をきる

帰還

潮騒に耳かたむけつつ帰る

(有)アローエンタープライズ 矢沢 武

コスモスや留守のポストにメモしおき

葛の花句碑万葉のくずれ文字

(株)三興 洪谷 清

西に雲ながれそめけり夕かなかな

更けゆける耳澄めばなほ澄むちちろ

(株)日経コンサルタント 丸山 藤夫

夕立や疲れを癒す研修会

灼熱のジャワの山野に夏来る

(株)町田電子計算センター 土方 いよ子

子の心測りかねたる青嵐

物忘れ 時にいらだち背に秋を

(株)昌電舎 佐瀬 さち子

秋なすやほどよき色の塩加減

銀杏の青き時代のほろにがさ

(株)岩澤商会 岩澤 正義

銀杏黄葉散りつぐ時を亡妻想ふ

(株)堤ビル 堤 敏子

秋へ一途つらねし軒の漁師町

(株)丸昭シルク 堀内 判子

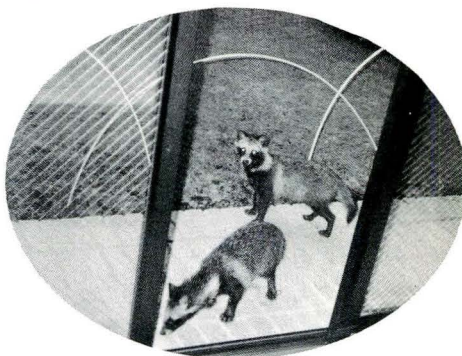
秋の夜や庭に狸のくるを待つ

湯煙りの寝息ととのふ秋の月

町田狸ものがたり

月のきれいな季節にふさわしい話題をお届けします。

毎夜、狸の親子があらわれて、庭の芝生で、かけっこをして遊ぶというのです。いったい何処からやってくるのか。所は、町田市原町田2丁目の堀内さんのお宅での話です。原町田第1地区会に丸昭シルク(株)というお店がありますが、堀内昭さんはその社長さん。お宅は、高台の住宅地。昔ながらの丘陵の面影が残っている閑静なところ。



もう6・7年にもなるのだそうですが、ことの起こりは、盗難さわぎから。何故かサンダルや靴がなくなる。それがとんでもないはずれの竹藪で発見されるという不思議がつづいた。

ある晩、庭の植込みのくらがりにも異様に光るものがあった。正体はわからなかった。そして、夏の或る夜、家族揃って食事をしていました。楽しい夕餉のかおりが漂っていた。その時です。ひょっこりと、全く思いがけなく、狸の親子が、縁側にあがり込んできたのだそうです。初対面の遠慮などなくて、お嬢さんがギョウザをやると、ちょっとだけためらいを見せた親狸より先に、子狸さん達が、「いただきます」とばかりに、手?を出したのだそうです。

こうして、ながいお付き合いが始まりました。

はじめは、親子5匹。しばらく経って、どうやら3代の家族構成になって、そして初代?がいなくなって、いま3代目の子狸3匹が訪問してきます。

パンのみみが好物ということもわかりました。毎日用意しておいて、訪問者に差し出してあげるのだそうです。花の季節にも、雨あがりにも、そして月の宵にも、雪景色の時にも訪ねてきます。どうかすると朝方に顔をみせることもあるのだそうです。

灯火の下で、あるいは月あかりを浴びて、手入れの行き届いた庭の芝生を、嬉々として駆け回る様子を、奥さんの判子さんは「狸の運動会」と呼びます。

どこから、どうやってくるのか。この後、幾世代つづけて訪ねてきてくれるのか。楽しい訪問者ですね。

社 団 法 人 町田法人会会報 第41号

発 行 年 月 日 平成4年11月10日

発 行 所 社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3丁目4番4号

TEL 0427 (26) 2453 FAX 0427 (24) 5853

発行人 社団法人 町田法人会会長 石井儀一

編集人 社団法人 町田法人会 広報委員会

時代のニーズにお応えして、
経営者の方々に安心をお届けいたします。

ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。

企業保障プラン タイプ

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プラン・総合型シは、
ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。



平均寿命を超えた長期保障

- 最高85歳までの長期保障、保険料は一定。
- 新規加入は74歳まで。

ワイドに充実した保障内容

- 入院は5日以上から保障。
- 手術、看護、入院・通院の治療にも安心。

大きな安心で応援します

- 最高3億円の大型保障。
- 海外での事故・病気も保障。
- 退職金、功労金などの財源確保。

中途でおやめになる場合でも、定期保険の解約払戻金
および積立配当金を受けとることができます。



引受会社

大同生命

AIU 保険会社

町田営業所 / 町田市中町 2-2-5
TEL 0427-22-5756

八王子支店 / 八王子市東町 7-3
TEL 0426-44-3151